

成年年齢引下げに伴う若年者の消費者被害防止のための
実効性ある施策の実現を緊急に求める会長声明

民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げる「民法の一部を改正する法律」（平成30年法律第59号。以下「本法律」という。）が、本年4月1日施行された。

本法律の成立に際し、参議院法務委員会において全会一致で附帯決議がなされ、そこでは、①本法律成立後2年以内に知識、経験、判断力の不足などを利用して勧誘し契約締結させた場合における消費者の取消権（いわゆるつけ込み型不当勧誘取消権）を創設すること、②若年者のマルチ商法等の被害の実態に即した必要な措置を講じること、③実践的な消費者教育の実施を図ること、④18歳、19歳の若年者への周知徹底や社会的周知のための国民キャンペーン実施を検討すること等が求められていた。これらは、施行まで3年10か月という長期に設定された準備期間のうちに実施されなければならない施策であった。

当会としては、2021年（令和3年）10月に、「成年年齢引下げに伴う消費者被害防止のための施策を求める会長声明」を公表し、前記附帯決議に示されたような成年年齢引下げに伴う弊害防止のための実効性ある施策の実現を求めた。

しかしながら、この間、成年年齢引下げ自体の周知は一定程度進んだものの、つけ込み型不当勧誘取消権については、本法律成立後2年以内という期限が付されていたにもかかわらず、いまだ創設に至っていない。消費者被害の予防につながる実践的な消費者教育も、十分に行われているとはいえない。

当会としては、悪質事業者等により、本法律によって新たに成年となった若年者が被害にあうことを非常に危惧している。

よって、当会は、改めて国に対し、若年者の消費者被害防止のための実効性ある諸施策を緊急に実現することを求めるとともに、本法律施行後に生じた若年者の消費者被害の内容や傾向を分析し、さらなる被害防止のための施策を速やかに実現していくことを求める。

以上

2022年（令和4年）4月25日

茨城県弁護士会
会長 亀田 哲也